

# 第1回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年7月21日 開会

平成29年7月21日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年7月21日 第1回農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時12分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	佐藤 勇 人
農地係長	高橋 博 勝
振興係長	小川 裕 之

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 仮議席の指定について
- 日程第 3 選挙第1号 会長の互選について
- 日程第 4 選挙第2号 会長の職務を代理する者の互選について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 議事録署名委員の指名について
- 日程第 7 諸般の報告について
- 日程第 8 議案第1号 担当区の決定について
- 日程第 9 議案第2号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について
- 日程第10 議案第3号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について
- 日程第11 議案第4号 一般社団法人北海道農業会議の普通会员の決定について
- 日程第12 議案第5号 各種農業関係機関の委員の決定について
- 日程第13 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第14 議案第7号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第15 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第16 報告第1号 農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について
- 日程第17 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

#### 4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会を開会する前に、農業委員の皆様に対しまして、町長より辞令交付を行います。自席にて交付をさせていただきますので宜しくお願いいたします。

(町長より辞令交付)

○佐藤事務局長 次に、浦幌町農業委員会憲章の朗唱を行います。この憲章は、平成10年に制定されたもので、第1回目の総会時に朗唱することとなっておりますので、よろしくお願い致します。それでは、配布させていただきました浦幌町農業委員会憲章をご覧下さい。全員、ご起立をお願い致します。私が「浦幌町農業委員会憲章」と申し上げますので、続いて「ひとつ、農業委員会は・・・」と御唱和願います。「浦幌町農業委員会憲章・・・」

(浦幌町農業委員会憲章朗唱)

○佐藤事務局長 ご着席願います。それでは、本日の第1回農業委員会総会の招集者であります水澤町長よりご挨拶をいただきます。

○水澤町長 改めて、皆さんこんにちは。今日は、皆さんネクタイということで、私ネクタイなしで、クールビズで業務をさせていただいておりますのでよろしくお願いしたいと思います。皆様には、農業委員会の委員につきまして、6月の定例会の中で13名の皆さんの委員就任について同意をいただきまして、只今、辞令を交付させていただきました。本当に農業情勢大変いろいろ厳しい中でありまして、また、TPPも終わったと思ったら復活の様相を見せていますし、また、TPA闘争、これからの農業情勢をこれからどうしていくのかという危機感を持ちながら農業の状況を見守っていかねばならない部分もあるだろうと思っているところであります。そういう面では、浦幌町農業委員会の委員さんとして皆さんの責務また大変重たいものを背負わせていただいているのかなと思いますし、ご期待をしていきたいなと思っているところでございます。まさに浦幌町は基幹産業は農業でありますから、その農業をしっかりと委員さんの皆さんに見守っていただき、また行政に対してもいろいろご意見を賜りますことを切にお願いしながら簡単でありますけれども本日の会議にあたっての挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ●開会の宣告

○臨時議長（水澤町長） それでは、農業委員会総会議事日程によって行ってまいりたいと思います。まだ、会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、私が、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、着席のまま進めさせていただきます。只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第1回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

#### ●日程第1 会期の決定について

○臨時議長（水澤町長） 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本

総会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(水澤町長) 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 仮議席の指定について

○臨時議長(水澤町長) 日程第2、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、只今、ご着席の議席といたします。

●日程第3 選挙第1号 会長の互選について

○臨時議長(水澤町長) 次に、日程第3、選挙第1号「会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てるとなっております。お諮りいたします。互選は、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

○大坂委員 互選の方法は、投票、推薦、選考委員会によるものなどがありますが、前回も選考委員会を設けて選出した経過もありますので、選考委員会方式を提案します。この場合の選考委員会は、上、中、下地区から各2名ずつの計6名の選考委員で構成するのが良いと思っておりますがいかがでしょうか。

○臨時議長(水澤町長) その他に、ご意見ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○臨時議長(水澤町長) 只今、大坂委員より、上、中、下地区から各2名ずつの計6名で構成する選考委員会での選出とのご意見がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(水澤町長) 異議なしと認めます。よって上、中、下地区から各2名ずつの計6名で構成する選考委員会での選出することに決定いたしました。それでは、各地区の選考委員6名を決めるため暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○臨時議長(水澤町長) 休憩を解き会議を開きます。選考委員が決まりましたので、事務局長より報告いたします。

○佐藤事務局長 6名の選考委員が決まりましたので報告いたします。上地区は木南委員、森委員、中地区は福田委員、山村委員、下地区は大坂委員、高木委員でございます。選考につきましては、別室となりますので移動方よろしく願いいたします。

○臨時議長(水澤町長) それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩、選考委員別室移動)

(選考委員入室着席)

○臨時議長(水澤町長) 休憩を解き会議を開きます。それでは、別室におきまして6名の選考委員により会長の選考がありましたので、選考委員長より報告願います。

○森選考委員長 会長の互選につきましては、只今、別室におきまして、慎重に協議した結果、小川委員を浦幌町農業委員会会長に選考いたしましたので報告いたします。

○臨時議長（水澤町長） 只今、森選考委員長から報告がありました。選挙第1号、会長の互選については、小川博幸委員に決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（水澤町長） 異議なしと認めます。よって、選挙第1号、会長の互選については、小川博幸委員に決定いたしました。ここで、会長に互選された小川委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○小川委員 只今、選考委員長さんの方から農業委員会の会長ということでこれから3年お願いしますということでございますので、微力ではありますが、精一杯努めたいと思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○臨時議長（水澤町長） 会長が決定いたしましたので、これで臨時議長の職務は、すべて終了いたしました。ご協力有難うございました。以後の議事は、会長に引継ぎ退席しますので、よろしくお願い致します。暫時休憩いたします。

（暫時休憩、町長退席、議長席に会長移動・着席）

●日程第4 選挙第2号 会長の職務を代理する者の互選について

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。日程第4、選挙第2号「会長の職務を代理する者の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、委員が互選した者がその職務を代理するとなっており、農業委員会会議規則第13条第2項では、職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができとなっております。お諮りいたします。互選は、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

○福田委員 先程の会長選出にあたられた選考委員6名で選考することを提案いたします。

○小川議長 その他に、ご意見ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 只今、福田委員より、会長選出にあたられた選考委員6名による選考委員会で選考とのご意見がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小川議長 異議なしと認めます。よって会長選出にあたられた選考委員6名による選考委員会で選出することに決定いたしました。それでは、暫時休憩いたします。

（暫時休憩、選考委員別室移動）

（選考委員入室着席）

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、別室におきまして6名の選考委員により会長の職務を代理する者の選考がありましたので、選考委員長より報告願います。

○森選考委員長 只今、別室におきまして、慎重に協議した結果、石森委員を浦幌町農業委員会の会長の職務を代理する者に選考いたしましたので報告いたします。

○小川議長 只今、森選考委員長から報告がありました。選挙第2号、会長の職務を代理する者の互選については、石森正浩委員に決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、選挙第2号、会長の職務を代理する者の互選については、石森正浩委員に決定いたしました。ここで、会長の職務を代理する者に互選された石森委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○石森委員 只今、選考委員の方々の互選によりまして、会長職務代理を務めることになりました。皆様方からご指導をいただきながら、3年間努力をいたしますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

●日程第5 議席の指定について

○小川議長 次に、日程第5「議席の指定について」は、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長において指定致しますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 それでは、議席の指定を行います。指定方法につきましては、議席番号1番から期別回数ごとに区分し、その区分ごとの年齢順といたします。なお、議事運営の関係から、会長の職務代理者につきましては12番、会長につきましては13番に指定いたします。それでは、事務局長より報告いたします。

○佐藤事務局長 議席の指定について報告させていただきます。

議席1番	伊藤 光一 委員
議席2番	小野木 淳 委員
議席3番	香川 由 委員
議席4番	石塚 健一 委員
議席5番	福田 和己 委員
議席6番	大坂 有 委員
議席7番	山村 幹次 委員
議席8番	廣富 一豊 委員
議席9番	高木 政志 委員
議席10番	木南 和徳 委員
議席11番	森 秀幸 委員
議席12番	石森 正浩 委員
議席13番	小川 博幸 委員

以上でございます。

○小川議長 それでは、只今指定された議席へ移動願います。その間、暫時休憩します。

(暫時休憩、指定議席に移動)

●日程第6 議事録署名委員の指名について

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。日程第6「議事録署名委員の指名について」は、農業

委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番伊藤委員、2番小野木委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第7 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第7、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第8 議案第1号 担当区の決定について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第8、議案第1号「担当区の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。担当区の決定について。平成29年7月20日に就任した農業委員の担当地区を次のように決定する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。農業委員会等に関する法律第6条に掲げる事項を円滑に処理するため、農業委員の調査担当区を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りします。

○木南委員 会長に一任します。

○小川議長 外に意見はありませんか。なければ、会長一任ということで決定させていただきます。調整のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、担当区について事務局長より報告願います。

○佐藤事務局長 担当区について、ご報告いたします。

議席1番	伊藤 委員	常豊、帯富、市街
議席2番	小野木 委員	共栄、統太
議席3番	香川 委員	富川、活平
議席4番	石塚 委員	生剛、養老、朝日
議席5番	福田 委員	稲穂、万年
議席6番	大坂 委員	平和、吉野、愛牛
議席7番	山村 委員	常豊、帯富、市街
議席8番	廣富 委員	幾千世、上厚内、厚内、直別
議席9番	高木 委員	豊北、十勝太、静内
議席10番	木南 委員	恩根内、川流布、宝生、合流
議席11番	森 委員	川上、栄穂、貴老路
議席12番	石森 委員	留真・瀬多来、円山、常室
議席13番	小川 委員	相川、美園

以上でございます。

○小川議長 報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、報告のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第2号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について

○小川議長 次に、日程第9、議案第2号「農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について。浦幌町農業委員会規則第6条第2項の規定による農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の所属を次のように決定する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。農業委員会等に関する法律第6条に掲げる所掌事務を適正に処理するため、浦幌町農業委員会規則第6条第1項の規定により上浦幌、中浦幌及び下浦幌の各地区それぞれに農用地利用調整会議及び権利者調整委員会を設置しておりますが、その各地区の委員の決定をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りします。

○高木委員 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定につきましては、会長に一任したいと思います。よろしくお願い致します。

○小川議長 外に意見はありませんか。なければ、会長一任ということで決定させていただきます。調整のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各地区委員について、事務局長より報告願います。

○佐藤事務局長 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員についてご報告いたします。

上浦幌地区	香川委員、木南委員、森委員、小川委員
中浦幌地区	伊藤委員、福田委員、山村委員、廣富委員、石森委員
下浦幌地区	小野木委員、石塚委員、大坂委員、高木委員

以上でございます。

○小川議長 報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)



○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、報告のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第3号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について

○小川議長 次に、日程第10、議案第3号「農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について。浦幌町農業委員会規則第6条第2項の規定による農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長を次のように互選する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。上浦幌地区、中浦幌地区、下浦幌地区の農用地利用調整会議及び権利者調整委員会等の委員長の互選をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。ここで、各地区委員長互選の為、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各地区委員長の互選について、事務局長より報告願います。

○佐藤事務局長 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長についてご報告いたします。

上浦幌地区	木南委員
中浦幌地区	福田委員
下浦幌地区	大坂委員

以上でございます。

○小川議長 只今、事務局長から報告がありました。議案第3号、農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選については、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選については、報告のとおり決定いたしました。

●日程第11 議案第4号 一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について

○小川議長 次に、日程第11、議案第4号「一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第4号。一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について。一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規定による普通会員を次のように決定する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。記、職名、普通会員、氏名、小川博幸。本案件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、北海道農業会議が一般社団法人となったことに伴い、従来は農業委員会等に関する法律の中で規定されていた会議員が、一般社団法人の普通会員という位置付けになることに変更となりましたことから、一般社団法人北海道農業会議定款の規定に基づき、ご提案するものであります。普通会員となる資格は、定款の第6条第4項第1号

の規定で、この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員となっております。先ほど、浦幌町農業委員会の会長に小川博幸委員が互選されましたので、一般社団法人北海道農業会議の普通会员に小川博幸委員を決定することをご提案するものであります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、一般社団法人北海道農業会議の普通会员の決定については、会長に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号、一般社団法人北海道農業会議の普通会员の決定については、会長に決定いたしました。

●日程第12 議案第5号 各種農業関係機関の委員の決定について

○小川議長 次に、日程第12、議案第5号「各種農業関係機関の委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第5号。各種農業関係機関の委員の決定について。浦幌町長より推薦依頼のあった農業関係機関の委員を次のように決定する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。記、機関名、浦幌町農業振興対策委員会、任期3年、機関役職、委員、人員3名。機関名、浦幌町農業経営改善計画認定推進会議、任期3年、機関役職、委員、人員3名。機関名、浦幌町新規就農者誘致促進対策協議会、任期3年、機関役職、委員、人員2名。機関名、浦幌町青年就農給付金事業(経営開始型)審査会、任期3年、機関役職、委員、人員2名。以上の委員の選出についてご審議願います。

○小川議長 説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りします。

○山村委員 各種農業関係機関の委員の決定については、会長に一任したいと思います。

○小川議長 外に意見はありませんか。なければ、会長一任ということで決定させていただきます。調整のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各種農業関係機関の委員について、事務局長より報告願います。

○佐藤事務局長 各種農業関係機関の委員の決定について、報告いたします。

浦幌町農業振興対策委員会	3名	上地区 木南委員
		中地区 福田委員
		下地区 大坂委員
浦幌町農業経営改善計画認定推進会議	3名	上地区 香川委員
		中地区 福田委員

		下地区 小野木委員
浦幌町新規就農者誘致促進対策協議会	2名	石森委員
		高木委員
浦幌町青年就農給付金事業（経営開始型）審査会	2名	石森委員
		高木委員

以上でございます。

○小川議長 只今、事務局長から報告がありました。議案第5号、各種農業関係機関の委員の決定については、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号、各種農業関係機関の委員の決定については、報告のとおり決定いたしました。

●日程第13 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に、日程第13、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第6号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件でございます。番号4番、貸主は、常豊に住所を有する方、借主は、常豊に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、20筆合わせまして、126,935平方メートル、実耕作面積は、110,000平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年7月24日から平成39年1月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、営農を停止するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページに3条番号4の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の山村委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号4番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、7月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

●日程第14 議案第7号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第14、議案第7号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案第7号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第7号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、経営規模の拡大のため、肉牛の増頭を計画しているが、既存畜舎では手狭であることから畜舎を新設するものであります。用地選定理由としましては、経営規模拡大による肉牛の増頭を計画するに当たり、畜舎の新設を予定しているが、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、48.6ヘクタールから2,968平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案第7号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、配置図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第15 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第15、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号11番、森委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(森委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第8号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。番号2番、申請人は、貴老路に住所を有する方、申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、畜舎の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとあり、不許可の例外でございます。次ページ以降に資料として、位置図、配置図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。ここで11番森委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(森委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第8号につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第16 報告第1号 農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について

○小川議長 次に日程第16、報告第1号「農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機

関について」事務局より報告をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について。このことについて、農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている農業関係機関を次のように報告する。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。記、農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業青年人材銀行、機関の役職、会長、農業委員会の役職、会長、機関の役職、理事、農業委員会の役職、職務代理。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業者年金協議会、機関の役職、会長、農業委員会の役職、会長、機関の役職、副会長、農業委員会の役職、職務代理。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業振興対策委員会、機関の役職、委員、農業委員会の役職、会長。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町家畜共進会協議会、機関の役職、理事、農業委員会の役職、会長。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関につきましては、只今読み上げたとおり4機関、6役職であります、それぞれ規約等で農業委員会の役職名をもって委嘱すると規定されておりますので、農業委員会会長並びに職務代理者がそれぞれの機関の役職に就任することになりますので、報告いたします。なお、浦幌町農業振興対策委員会委員につきましては、町長の諮問機関に町議会議員の肩書きを持つ委員が諮問機関の構成員になることはふさわしくないことから、議案には、会長又は職務代理と記載させていただきましたが、今回小川委員が農業委員会会長に就任したことから、浦幌町農業振興対策委員会委員には小川会長を選出することになりますのでよろしくをお願いいたします。以上であります。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。質疑が無いようですので、次に移ります。

●日程第17 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

○小川議長 次に、日程第17、協議事項第1号「農地パトロール月間」の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 協議事項第1号。「農地パトロール月間」の設定について。このことについて、「農地パトロール月間」を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。平成29年7月21日提出。浦幌町農業委員会会長。農地パトロール月間についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。こうしたなか、平成26年には、新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止、解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。2番の農地パトロール月間の設定ですが、平成29年8月1日から9月30日までの2ヶ月間を農地パトロール月間に設定します。3番の実施の内容について、(1)の各地区の委員をもってパトロールにあたる。合同パトロールの日時についてですが、このあと各地区において日程調整していただき実施していきたいと思っております。(2)調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行

状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認、④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、⑥営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適正な営農状況の確認、⑦その他不適切な農地の利用状況の把握、以上7点あげております。4番の調査結果の整理、活用についてですが、（1）調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への利用意向調査を実施するものであります。（2）市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。（3）農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。ここで、合同パトロールの実施日時等について調整のため暫時休憩します。

（暫時休憩）

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、合同パトロールの実施日時等について事務局より報告願います。

○高橋係長 3、実施内容の合同パトロールの班編成につきましては、上浦幌地区、木南和徳委員、香川由委員、森秀幸委員、小川博幸委員。中浦幌地区、福田和己委員、伊藤光一委員、山村幹次委員、廣富一豊委員、石森正浩委員。下浦幌地区、大坂有委員、小野木淳委員、石塚健一委員、高木政志委員であります。合同パトロールの日程につきましては、上浦幌地区は、9月1日（金）午前9時30分から団地センター集合、中浦幌地区は、8月31日（木）午後1時から役場集合、下浦幌地区は、9月4日（月）午前9時から新養老コミセン集合といたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。協議事項第1号、「農地パトロール月間」の設定については、只今、事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号、「農地パトロール月間」の設定については、原案のとおり決定いたしました。以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ●閉会の宣告

○小川議長 それではこれをもちまして第1回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後3時12分閉会